○県吏員恩給条例施行規則の一部を改正する規則

規

則

目

次

○公有財産規則の一部を改正する規則 訓 令

○標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する訓令 ○附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令

宮

○特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する

○技能労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令 ○保健所等の職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令

○公印規程の一部を改正する訓令

(県政情報

八

七

七

同 文書課) 同 同 同

 $\overline{\bigcirc}$ $\overline{\bigcirc}$

○文書規程の一部を改正する訓令

訓令甲・企業局・議会・人事委員会・監査委員・

宮城海区漁業調整委員会

○職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

○職員表彰規程の一部を改正する告示

入

事

課

四

職員厚生課)

 \equiv

○県政情報センター及び県政情報コーナー設置要綱の一部を改正す

(1)

○平成十五年宮城県告示第三百十一号 る告示 なければならない費用)の一部を改正する告示

(行政文書の写し等に対して負担し

(県政情報

文書課)

Ŧi.

(個人情報保護条例に基づく口頭に

(個人情報保護条例に基づき実

同

六

同

六

同

Ŧī.

行 発 ○平成二十一年宮城県告示第九百三十一号 ○平成十八年宮城県告示第千九十九号 より開示請求を行うことができる個人情報)を廃止する告示

宮 城 県 (総務部県政情報·文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 本町三丁目8番22(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

ページ

施機関が定める法人)を廃止する告示

規

削

県吏員恩給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する

(職員厚生課)

同

三

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

○宮城県規則第二十七号

県吏員恩給条例施行規則の一部を改正する規則

(私学·公益法人課)

 \equiv

(管

財

課

同

四 四

又はこれに準ずる者の証明書」に改め、 第十三条の二第二項中「次の各号に該当する」を「成年の子である」に、「当該各号に掲げる書類」 県吏員恩給条例施行規則(昭和二十五年宮城県規則第七十号)の一部を次のように改正する 「重度障害の状態にあることを証する診断書及び生活資料を得るみちのないことを証する市町村長 同項各号を削る。

第十九条の次に次の一条を加える。

入

事

課

七

同

七

第十九条の二 条例第七条ノ二第二項に規定する恩給(以下「失権時給与金」という。)を受けよう とする者は、当該失権時給与金の請求書に次の各号に掲げる書類を添えて知事に差し出さなければ 合にあつては、当該扶助料又は通算遺族年金の請求書類と重複する書類の添付を要さない ならない。ただし、遺族が当該失権時給与金の請求と併せて扶助料又は通算遺族年金を請求する場

七年法務省令第十八号)第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する とき以後における当該恩給権者との関係が明らかなものに限る。)又は不動産登記規則(平成十 法定相続情報一覧図の写し 請求者の戸籍謄本若しくは戸籍抄本(恩給権者(遺族が請求する場合にあつては職員) 死亡の

請求者が職員死亡当時これにより生計を維持し又は生計を共にしていたことが明らかなことを (請求者が遺族である場合に限る。

第 一十一条第一 一項及び第二十 一条の二第一項中「速かに」を「速やかに」に改める

第二十二条第 一項中「一時金である恩給については、 裁定通知書」を「条例第七条ノニ 第 一項の規

決定通知書」に改め、同項ただし書を削る。定により請求する恩給及び一時金である恩給については裁定通知書を、失権時給与金については支給

に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の決定をした」に改め、同項を同条第三項中「一時金の下に「の支給期月」を加え、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項を同条第四項とし、同条時給与金」に、「その」を「その裁定又は支給の決定をした」に改め、同項を同条第四項とし、同条時治与金」に、「その」を「その裁定又は支給の決定をした」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「については、支給期でない時期」を「又は恩給を受ける権利が第二十三条第一項中「である恩給」の下に「(通算退職年金及び通算遺族年金を除く。)」を、「四期」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2

第二十三条の二を次のように改める。

2 通算退職年金及び通算遺族年金の支給期月における支払日は、国民年金法(昭和三十四年法律第する休日(以下単に「休日」という。)に当たるときは、当該日の直前の休日でない日)とする。払日は、十一日(当該日が宮城県の休日を定める条例(平成元年宮城県条例第十号)第一条に規定第二十三条の二 年金である恩給(通算退職年金及び通算遺族年金を除く。)の支給期月における支

百四十一号)第十八条の規定により定期的に支払われる年金給付の支払日と同日とする。

第二十三条の四 恩給の支払は、口座振替の方法によるものとする。

一条を加える

- 提出しなければならない。

 2 恩給の支給を受けようとする者は、恩給給与金銀行口座振替依頼書(様式第三十二号)を知事に
- なければならない。
 3 前項の口座を変更しようとする者は、恩給給与金口座変更届(様式第三十三号)を知事に提出し

第二十四条から第二十四条の三までを次のように改める

又は死亡の事実を確認するものとする。

又は死亡の事実を確認するものとする。

文は死亡の事実を確認するものとする。

文は死亡の事実を確認するものとする。

文は死亡の事実を確認するものとする。

文は死亡の事実を確認するものとする。

- により当該届出に係る事実を確認するものとする。 知事は、次に掲げる届出(前項の受給者に係るものに限る。)があつたときは、前項の規定の例
- よるものに限る。) 第二十六条の規定による恩給を受ける権利の消失の届出(年金である恩給を受ける者の死亡に
- 第二十七条の規定による住所の変更の届出

ついて行うものとする。 第二十四条の二 条例第六条ノ三の規定による恩給受給権の存否に関する調査は、次に掲げる事項に

- 年金である恩給を受ける者の生存又は死亡の事実
- 生活資料を得るみちのないことの継続の有無 一 成年の子又は六十歳未満の夫が扶助料を受けている場合には、重度障害の状態にあること及び
- の有無者が増加退隠料を受ける者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていることの継続者が増加退隠料を受けている場合には、加給の原因となつている者の生存又は死亡の事実及び当該三一増加退隠料を受けている場合には、加給の原因となつている者の生存又は死亡の事実及び当該
- ることの継続の有無の事実及び当該遺族が扶助料を受ける者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていの事実及び当該遺族が扶助料を受ける者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていて、財政料の加給又は加算がある場合には、加給又は加算の原因となつている遺族の生存又は死亡
- きは、重度障害の状態にあること及び生活資料を得るみちのないことの継続の有無五 前二号の場合において、加給の原因となつている者が重度障害の状態にある成年の子であると
- 扶助料を受ける者の身分関係の変動(職員以外の者との婚姻又は養子縁組の有無に限る。)

六

- 消失させるべき原因である事実等の有無 一 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認めるときは、恩給を受ける権利又は資格を
- 期限までに知事に提出しなければならない。
 2 前項の調査において、恩給の受給者は、知事が別に定める恩給受給権の申立書をその指定された
- 3 知事は、必要があると認めるときは、前項の申立書に次に掲げる書類を添付するよう求めること
- 生活資料を得るみちのないことを証する市町村長又はこれに準ずる者の証明書

その他知事が必要と認める書類

ことができるものとする。 当該期限後の支給期月に支払うべき恩給について、当該書類が提出されるまでその支払を留保する 規定する書類が提出されず、かつ、恩給受給権が存することについて疑いがあると認めるときは、 知事は、 恩給受給権の存否に関する調査の回答期限までに前条第二項又は第三項に

第二十四条の四から第二十四条の十までを削る。

第二十五条中「速かに」を「速やかに」に改める。

第二十六条を削る。

権利」を「権利又は資格」に、「本人」を「、本人」に改め、同条を第二十六条とする。 第二十七条中「及び」を「若しくは」に、「又はその他の法令」を「、又はその他の法令の規定」に、

第二十八条中「その旨」を「、その旨」に改め、同条を第二十七条とする。

当該証書」に、「差出さなければ」を「返還しなければ」に改め、同条第二項中「添える」を「返還 失つた後に作成されたもの。)を添えて退隠料(増加退隠料・通算退職年金)権者失権届(様式第四 する」に改め、同条を第二十八条とする 十一号)又は扶助料(通算遺族年金)権者失権届(様式第四十二号)」を「、恩給証書を占有する者は、 ける権利又は資格」に、「本人又は縁故者は、恩給証書及び恩給を受けていた者の戸籍謄本(権利を 第二十九条第一項中「、死亡し又は恩給を受ける権利」を「が、死亡その他の事由により恩給を受

第四十三号)により知事に再交付を申請する」に改め、同条を第二十九条とする。 に、「その事由を具し証拠書類を添え再交付を知事に申し出る」を「、恩給証書再交付申請書(様式 第三十条中「又は裁定通知書を亡失し又は破損」を「(裁定通知書を含む。)を亡失し、又は損傷」

第三十一条を削る

同条を第三十条とする。 第三十二条第一項中「従前」を「、従前」に改め、同条第二項中「速かに」を「速やかに」に改め、

「恩給証書」を「、恩給証書」に改め、同条を第三十一条とする

第三十三条第一項中「恩給証書」を「、恩給証書」に改め、同条第二項中「届け出」を「届出」に、

第三十四条及び第三十五条を削る

第三十六条中「を」を「の規定を」に改め、同条を第三十二条とする。

様式第二十七号から様式第二十九号までを次のように改める

様式第27号から様式第29号まで 削除

様式第三十一号を次のように改める。

を「函域洞知事」に改める。

様式三十二号及び様式第三十三号中「(第24条の5関係)」を「(第23条の4関係)」に、「会計管理者」

様式第三十四号を次のように改める。

様式第34号

様式第四十一号及び様式第四十二号を次のように改める。

様式第41号及び様式第42号 削除

様式第四十三号中「(第31※関係)」を「(第29※関係)」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

宮城県恩給給与細則の一部を改正する規則をここに公布する

令和五年三月三十一日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

○宮城県規則第二十八号

宮城県恩給給与細則の一部を改正する規則

を「第三章(第二十三条第二項及び第二十三条の二第二項を除く。)」に改め、同条に後段として次の ように加える 第二条中「支給」の下に「及び受給権存否の調査」を加え、「第二十三条から第二十四条の八まで」 宮城県恩給給与細則(昭和三十三年宮城県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

号を除く。)の提供を受け」と読み替えるものとする 十条の十一第一項の規定により地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報(個人番 を利用し」とあるのは「個人番号(以下「個人番号」という。)を除く。)を利用し、及び同法第三 この場合において、同規則第二十四条第一項中「県内」とあるのは「国内」と、「個人番号を除く。)

第三条を次のように改める

第三条 年金である恩給を受ける者に係る異動届出並びに恩給証書の返還及び再交付については、 吏員恩給条例施行規則第四章及び第五章の規定を準用する 県

この規則は、公布の日から施行する。

公立大学法人宮城大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに

公布する

令和五年三月三十一日

○宮城県規則第二十九号

公立大学法人宮城大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

宮城県知事

村

井

嘉

浩

十八号)の一部を次のように改正する。 公立大学法人宮城大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成二十一年宮城県規則第三

第九条中「キャッシュ・フロー計算書並びに行政サービス実施コスト計算書」を「純資産変動計算

書及びキャッシュ・フロー計算書」に改める。

第二十条第一項中「第一章第十一節第八十八」を「第一章第十二節第九十一」に、「同節第八十八_ 第十九条第一項中「第一章第十一節第八十五」を「第一章第十二節八十七」に改める。

第二十二条第一項中「学長」を「理事長」に改める。

を「同節第九十一」に改める。

この規則は、 令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月三十一日

庁用自動車管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

宮城県知事 村 井 嘉

○宮城県規則三十号

庁用自動車管理規則の一部を改正する規則

号を次のように改める。 第二条第四号中「労働委員会事務局総務課」を「労働委員会事務局審査調整課」に改め、同条第五 庁用自動車管理規則(昭和四十三年宮城県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

和二十六年運輸省令第七十四号)第六十三条の二第三項に規定する軽自動車届出済証に記載され 以下「車両法」という。)第五十八条に規定する自動車検査証又は道路運送車両法施行規則 機関所属のもの及び教育機関に所属し専ら教材の用に供されるものを除く。)をいう。 た使用者が県である場合に限る。)自動車(車両法第二条第二項に規定する自動車をいい、 庁用自動車

県が所有し、又は賃借する

(道路運送車両法 (昭和二十六年法律第百八十五号。 警察 昭

この規則は、 令和五年四月一日から施行する。

公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

○宮城県規則第三十一号

宮城県知事

村

井

嘉

浩

公有財産規則の一部を改正する規則

公有財産規則(昭和三十九年宮城県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第一項中「第五十四条第三号」を「第五十四条第一項第三号」に、「第四号及び第五号」

「同項第四号及び第五号」に、「第七号」を「同項第七号」に改める。

第六十条を次のように改める。

(台帳価格)

第六十条 公有財産台帳に記載すべき価格は、次の各号に掲げる取得の方法の区分に応じ、それぞれ 当該各号に定める額とする

買入れ 買入価格

交換 交換時の評価額

三 収用 補償金額

四

代物弁済 当該物件により弁済を受けた債権の額

前各号に掲げる方法以外の取得の方法 次に掲げる公有財産の区分に応じ、それぞれ次に定め

浩

法第二百三十八条第一項第四号及び第五号に掲げる権利

取得価格又は評価額

法第二百三十八条第一項第六号に掲げる権利及び同項第七号に掲げる出資による権利 出資

口

ハ 信託財産の評価額 法第二百三十八条第一項第八号に掲げる財産の信託の受益権 当該受益権の取得時における

ニ イからハまでに掲げるもの以外 評価額

別表第一不動産の信託の受益権の項中「不動産」を「財産」に改める。

別表第二不動産の信託の受益権の項中「不動産」を「財産」に改める。

様式第二十三号(その十一)を次のように改める。

| 柱子笠23年 | (みの11) | (第58条関係) | ١ |
|--------|--------|----------|---|
| | | | |

(表)

公 有 財 産 台 帳

| 分掌課所 | |
|------|--|
| 口应名 | |

財産の信託の受益権

| 財産の信託の受益権 | 信託期 | 自至 | | | | 所 | 在 地 | | | | |
|-----------|---------|--|------------|--|--|--|--|--------|----------|---|---|
| | | 至 | | | | | 区 | 分 | | | |
| | 信託計算 | 0 | | | | 土 | 種 | 目 | | | |
| | 時 | 期 | | | 信 | | 数 | | | | |
| | 信 託 配 业 | 1 | | | 114 | 地 | | | | | |
| | 関する是 | め | | | 託 | | | | | | |
| | | | | | | 土 | | | | | |
| | 信託報酬 | ız | | | 財 | 地の | | | | | |
| | 関する定 | め | | | | 定 | | | | | |
| | | | | | 産 | 物 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | 借入金限度 | 額 (変更) | | | | | | | | | |
| | | | | | | | 価 | | | | |
| | | | | | | 寺 | 取得金 | 年月日 | | | |
| | | | | 増 | | 減 | | 現 | 在 | 備 | 考 |
| | 異動年月日 | 増減事由 | 数量 (件) | 台帳価格 (千円) | 数量 (件) | 台峰(| 長価格 千円) | 数量 (件) | 台帳価格(千円) | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | 信 記 言 記 記 記 記 記 記 る 記 報 関 者 る を 程 す る る を し る と の と の と の と の と の と の と の と の と の と | 至 信託計算の | 至 信託 計算 の期 信託 配 当 に 関する 定 め 信託 報酬 に 関する 定 の | 至 信託計算の 時 信託配当に 関する定め 信託報酬に 関する定め 作入金限度額 (変更) | 至 信託計算の期 信託配当に関する定め 記載 に関するを 情入金限度額 (変更) 増 | 至 信託計算の期 信託 計算の期 信託 配 2 に 財 産 土地の定着物 目債等 | 至 | E | 至 | E |

(裏)

| | 収 支 | 状 | 況 | 等 | | | | 契約 | 年 月 | H | 内 | | 容 | : | 拍 | 竒 | 要 |
|------------|--------|---|-------|----|--------|---|---|------------|-----|---|-----|---|-----|---|---|---|----|
| 計 算 期 事業収入 | . 事業支出 | 差 | 引 信託西 | 記当 | 借入金返済額 | 摘 | 要 | 契約内容変更状況 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | 借工 | 年月 | Н | 借入金 | 金 | 頂 期 | 間 | 金 | 利 | 摘要 |
| | | | | | | | | 借入金の状況 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | 土地の定着 | 年 月 | Н | 内 | | 容 | : | 拍 | 高 | 要 |
| | | | | | | | | 土地の定着物の修繕等 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | 参考事 | | | ı | | | | | | |
| | | | | | | | | 項 | | | | | | | | | |

| | 令和 5 | 年3月31日 | 金曜日 | 宮 | 城 県 | 公 | 報 | | | | |
|---------|-------|-----------|------------|----|-----------------------|----|--------------------------|--------|-------------|-----|----------------|
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| (10) 財商 | 産の信託の | 受益権明細書 | 55 V. lde | 前年 | 年度末現在 「 | | | 1の異動 | N.B. | 年 | 度末現在 |
| (10) 財産 | 種目 | 受益権明細書受託者 | 受 益 権 証書番号 | 前4 | 年度末現在 台帳価格 (千円) | 数量 | 年度中 増 台帳価格 (千円) | 1の異動数量 | 減 台帳価格 (千円) | 年数量 | 度末現在 台帳価格 (千円) |
| | | | 受 益 権 証書番号 | | | 数量 | 増 | | 1 | | |
| | | | 受 益 権証書番号 | | | 数量 | 増 | | 1 | | |
| | | | 受益権証書番号 | | | 数量 | 増 | | 1 | | |

から施行する。 この規則は、 令和五年四月一日から施行する。ただし、第五十六条第一項の改正規定は、公布の日

附

則

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第七号

標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する訓令

ように改める。 標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程(平成二十八年宮城県訓令甲第六号)の一部を次の

同条の表三の項中「室長、同条第三項の表に掲げる」の下に「災害援護専門監、」を加え、「、廃棄物 対策専門監」を削り、「下水道専門監」を「広域防災拠点整備専門監」に改める。 第二条の表一の項中「昭和六十年宮城県訓令第一号」を「昭和六十年宮城県訓令甲第一号」に改め、

則

三月三十一日から施行する この訓令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二条の表一の項の改正規定は、令和五年

○宮城県訓令甲第八号

附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程(昭和五十九年宮城県訓令甲第九号)の一部を次

のように改正する

部長」、「土木部長」、「会計管理者」、 第十九号)により復興及び危機管理に関することを担当することとされた副知事」に改め、 別表宮城県防災会議の項中「副知事」を「副知事の担当事務に関する規程(令和四年宮城県訓令甲 「企画部長」、 (企画部長が指名するものに限る。)」、「環境生活部副部長(環境生活部長が指名するものに限 「保健福祉部副部長 「環境生活部長」、「保健福祉部長」、「経済商工観光部長」、「農政部長」、 (保健福祉部長が指名するものに限る。)」、 「総務部副部長(総務部長が指名するものに限る。)」、 「経済商工観光部副部長(経済 「水産林政 「総務部

(7)

危機管理部防災推進課長」及び「復興・危機管理部消防課長」を削る。 限る。)」、「出納局副局長」、「総務部広報課長」、「復興・危機管理部復興・危機管理総務課長」、「復興・ 商工観光部長が指名するものに限る。)」、「農政部副部長(農政部長が指名するものに限る。)」、「水産 限る。)」、「出納局副局長」、「総務部広報課長」、「復興・危機管理部復興・危機管理総務課長」、「復興・ 林政部副部長(水産林政部長が指名するものに限る。)」、「土木部副部長(土木部長が指名するものに 林政部副部長(水産林政部長が指名するものに限る。)」、「土木部副部長(土木部長が指名するものに る。)」、「保健福祉部副部長(保健福祉部長が指名するものに限る。)」、「経済商工観光部副部長(経済 部長(企画部長が指名するものに限る。)」、「環境生活部副部長(環境生活部長が指名するものに限 部長」、「土木部長」、「会計管理者」、「総務部副部長(総務部長が指名するものに限る。)」、「企画部副 長」、「企画部長」、「環境生活部長」、「保健福祉部長」、「経済商工観光部長」、「農政部長」、「水産林政 第十九号)により復興及び危機管理に関することを担当することとされた副知事」に改め、「総務部 宮城県国民保護協議会の項中 危機管理部防災推進課長」、「復興・危機管理部消防課長」及び「土木部防災砂防課長」を削り、同表 商工観光部長が指名するものに限る。)」、「農政部副部長(農政部長が指名するものに限る。)」、 「副知事」を「副知事の担当事務に関する規程(令和四年宮城県訓令甲

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第九号

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令

次のように改正する 特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程(昭和六十年宮城県訓令甲第九号) の一部を

第五条中「循環型社会推進課」を「廃棄物対策課」に改める。 第十五条中「農政部畜産課」の下に「若しくは家畜防疫対策室」を加え、「当該課」を「当該課室」 第八条中「畜産課の家畜改良衛生に関する事務を分掌する班」を「家畜防疫対策室」に改める。

附

に改める。

日から施行する この訓令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第八条及び第十五条の改正規定は、 公布の

○宮城県訓令甲第十号

保健所等の職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村

井

嘉

浩

保健所等の職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令

第七条第一項中「チーム」を「部」に改める。 保健所等の職員の任命に関する規程(令和二年宮城県訓令甲第十号)の一部を次のように改正する。

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第十一号

技能労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

技能労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

技能労務職員の給与に関する規程(昭和三十二年宮城県訓令甲第二十六号)の一部を次のように改

第四条第二項を次のように改める。

るのは「規程別表第五の三」と読み替えるものとする 第三項第一号中「別表第二」とあるのは「規程別表第五の二」と、同項第二号中「別表第三」とあ 和三十二年宮城県訓令甲第二十六号。以下この項において「規程」という。)別表第五」と、同条 及び第二項各号列記以外の部分中「別表第一」とあるのは「技能労務職員の給与に関する規程 四条までの規定は、職員の給料の調整額について準用する。この場合において、規則第二条第一項 人事委員会規則七-十六(給料の調整額)(以下この項において「規則」という。)第二条から第 昭

準

円

195,000

附則に次の一項を加える

(定年引上げに伴う措置)

8 とあるのは「条例第五条第六項」と読み替えるものとする。 五条第二項」とあるのは「技能労務職員の給与に関する規程(昭和三十二年宮城県訓令甲第二十六 職手当以外の給与については、一般職員の例による。この場合において、条例附則第三十二項中「第 別に定めるもののほか、職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日以後の当該職員の退)第三条第一項」と、 「同条第三項、 第四項」とあるのは 「同条第二項、 第三項」と、「第六項」

再任用職員の欄を次のように改める 別表第一の再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改

め

| 基給 | 料 | 月 | 準額 | 基給 | 料 | 月 | 準額 | 基給 | 料 | 月 | 準額 | 基給 | 料 | 月 | 準額 |
|----|---|------|-------|----|---|------|-------|----|---|-----|----------|----|---|-----|-------|
| | | 206. | 円 200 | | | 224, | 円 800 | | | 245 | 円 700 | | | 276 | 円 600 |
| | | 200, | ,200 | | | | | | | | | | | | ,000 |

別表第五の二の次に次の別表を加える。

定年

前再

任用

短時 間勤 務職

員

基

給 料 月 額

別表第五の三 (第四条関係)

調整基本額表

| 5 浚 | 4 殺 | 3 殺 | 2 殺 | 1 級 | 職務の級 |
|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 8,300円 | 7,400円 | 6,700円 | 6,200円 | 5,900円 | 調整基本額 |
| | | | | | |

附

1 この訓令は、 令和五年四月一日から施行する。

(再任用職員に関する経過措置

2 般職員の例による。 職員(改正法附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員)に関する経過措置は、 という。) 附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員) 暫定再任用職員 (地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下「改正法 及び暫定再任用短時間勤務

(単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令の一部改正)

3 部を次のように改正する 単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令(平成二十七年宮城県訓令甲第四号) 0)

附則第五項中「平成十九年」の下に「宮城県」を加える。

項の規定による」に改める。 附則第六項中「前項」の下に「、附則第八項及び附則第九項」を加え、「同項の規定による」を「前

する規程第十五条第一項」に改める。 附則第七項中「単純労務職員の給与に関する規程第十六条第一項」を「技能労務職員の給与に関

附則第九項を附則第十二項とする。

るものとする。))」を加え、「単純労務職員の給与に関する規程第十七条」を「技能労務職員の給与 を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げ にあっては、附則別表第三に定める額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数 附則第八項中「附則別表第三に定める額」の下に「(附則第八項及び第九項の適用を受ける職員

> 附則第七項の次に次の三項を加える の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。))」を加え、同項を附則第十一項とし、 乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満 日以後に退職した職員にあつては、平成二十七年改正規程附則別表第三に定める額に百分の七十を る職員の給与に関する条例 に関する規程第十六条」に改め、 「平成二十七年改正規程」という。)」を、 (昭和三十二年宮城県訓令甲第二十六号)第十五条第一項の規定によりその例によることとされ (昭和三十二年宮城県条例第二十九号)附則第三十二項に規定する特定 同項の表中 「定める額」の下に「(技能労務職員の給与に関する規 「平成二十七年宮城県訓令甲第四号」の下に

- と認められるときは、当該職員には、知事の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を 定する職員を除く。)について、前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要がある 以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)のほか」とする。 分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円 額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたと 職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令(平成十九年宮城県訓令甲第十二号)附則第六項 の適用については、同項中「その者の受ける給料月額」とあるのは、「その者の受ける給料月額 きはこれを百円に切り上げるものとする。)」と、「給料月額のほか」とあるのは、「給料月額に百 及び附則第七項の規定による給料を除く。)」とあるのは、「に百分の七十を乗じて得た額(当該 十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)」と、「(単純労務 に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第五項、附則第六項及び前項に規 職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日以後の当該職員に対する附則第五項の規定 Ŧî.
- 第一項の規定によりその例によることとされる条例第十九条第五項(条例第二十条第四項におい 五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)と平成二十七 額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、 の規定による給料の額との合計額」 きはこれを百円に切り上げるものとする。)と平成二十七年改正規程附則第八項及び附則第九項 五項中「その額に給料月額」とあるのは「その額に給料月額に百分の七十を乗じて得た額(当該 て準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、 前二項の規定による給料を支給される職員に関する技能労務職員の給与に関する規程第十五条 五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、 <u>ځ</u> 「あつては、給料月額」とあるのは 五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、 五十円以上百円未満の端数を生じたと 「あつては、 条例第十九条第

年改正規程附則第八項及び附則第九項の規定による給料の額との合計額」とする。

○宮城県訓令甲第十二号

公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井

嘉

浩

公印規程の一部を改正する訓令

公印規程(昭和三十四年宮城県訓令甲第二十七号)の一部を次のように改正する。

査身分証明書用」を削り、「消防設備士免状用」の下に「第一種電気工事士免状用第二種電気工事士別表第二号の表1の項中「飼い犬取締条例(昭和四十一年宮城県条例第三十三号)に基づく立入調

肾目

免状用」を加える。

この訓令は、令和五年三月三十一日から施行する。

○宮城県訓令甲第十三号

文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

文書規程の一部を改正する訓令

文書規程(昭和四十三年宮城県訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。第二条第四項中「第九号」を「第八号」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四第五条第四号ロ中「要綱」及び「要領」の下に「(施行者名を知事名とする様式を除く。)」を加える。

第十条の見出し中「及び配布」を「等」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改め

本庁に送達された文書は、県政情報・文書課(主務課に直接送達されたものにあつては主務課に回付するもものを除く。)のうち主務課において、県政情報・文書課において受領した文書(次項に定めるものを除く。)のうち主務課において、県政情報・文書課(主務課に直接送達されたものにあつては主務課)

該名あて人は、収受発送簿に受領印の押印又は署名の上、主務課に提出すること」に改め、同項第五り、同項第二号ロ中「、収受発送簿により、受領印等を徴して」を削り、「こと」を「ものとし、当第十条第一項第一号中「、第十五条第二項に規定する文書にあつては収受発送簿に登録の上」を削

書面の余白に収受印を押し、担当者に配布すること。

七 ファクシミリ装置で受信した情報を出力することにより作成した書面は、主務課において当該名の上、主務課に提出すること」に改め、同項第九号を削り、同項第八号ハ中「文書情報を受信した名の上、主務課に提出すること」に改め、同項第九号を削り、同項第八号ハ中「文書情報を受信した名の上、主務課に提出すること」に改め、同項第九号を削り、同項第八号ハ中「文書情報を受信したる。上、主務課に提出すること」を「ものとし、当該担当者は、収受発送簿に受領印の押印又は署領印等を徴して、」を削り、「こと」を「ものとし、当該担当者は、収受発送簿に受領印の押印又は署

第十条第一項第十号を次のように改める。

報を除く。)は、担当者において受領すること。- 電子計算機の入出力装置及び総合文書システムで受信した文書情報(電子申請システム文書情

録」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項各号列記以外の部分を次のように改める。 第十条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「前項第一号」を「第四項第一号」に、「配布」を「登

のとする。 がの各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより、受領し、収受し、又は配布するも次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより、受領し、収受し、又は配布するも次のとする。

号を同項第九号とし、同項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。第九号を削り、同項第八号中「第一項第八号ロからニまで」を「第一項第九号ロ及びハ」に改め、同年、主務班(班の設置されていない所にあつては、担当者。以下同じ。)」を「主務班」に改め、同項上、主務班(班の設置されていない所にあつては、担当者。以下同じ。)」を「主務班」に改め、同項第十条第三項第一号中「第十五条第二項に規定する文書にあつては文書配布票に必要事項を記載の

当該書面の余白に収受印を押し、主務班に配布すること。
七 ファクシミリ装置で受信した情報を出力することにより作成した書面は、文書担当班において

第十条第三項第十号を次のように改める。

第十条第三項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 前項第一号から第七号までの文書の配布を受けた者又は同項第九号及び第十号の文書を受領した 前項第一号から第七号までの文書の配布を受けた者又は同項第九号及び第十号の文書を受領した

第十条第二項の次に次の一項を加える。

た者は、これらの文書を収受発送簿に登録するものとする。ただし、当該文書が第十五条第二項の3 第一項第一号から第七号までの文書の配布を受けた者又は同項第九号及び第十号の文書を受領し

廃 新 発 第 循社第

産主 産 産 産 表 第 第 第 第 第

自 症 症 第 第

号号

2 条第四項第九号」に改める。 第二十条に次の一項を加える。 第十三条中「配布」を「登録」に、「同条第四項」を「同条第六項」に、「同条第三項第八号」を 許認可等に係る文書である場合は、 書面で取得した文書を電磁的記録に変換し総合文書システムにより回議したときは、 収受発送簿及び令達簿(乙)に登録するものとする。 当該電磁的

記録を正本とすることができる。この場合において、当該電磁的記録は、別に定める基準により作

第三十七条第一項中「(電磁的記録を除く。以下この章において同じ。)」を削る。 成しなければならない。

第四十二条第一項中「により決裁された文書」を「に保存されている電磁的記録」に改め、「以上

のもの」の下に「(書面のものに限る。)」を加える。 第四十三条第一項中「により決裁された文書」を「に保存されている電磁的記録」に改める。

第四十七条に次の一項を加える。 電磁的記録を正本として保存し、 第四十七条第三項に後段として次のように加える。 この場合において、書面による文書を別に定める基準により電磁的記録に変換したときは、 書面による文書を廃棄することができるものとする。 当該

5 文書を廃棄することができるものとする。 として重要でなくなつたと認める場合には、 公文書館長は、第三項の規定により保存することとした文書が歴史的・文化的価値を有する文書 県政情報・文書課長に協議し、その同意を得て、当該

別表第一第二号(2)中「職厚第 号

総務事務管理課」 に、

職員厚生課」

総 職 厚 第 号号

総合政策課 上海でジタルみやぎ推進課

総政第「デジタル第 号号

を

産デジ第 デジタル第 号 号号号 産業デジタル推進課デジタルみやぎ推進課総合政策課 循環型社会推進課」を

に、

号号号 号号 廃棄物対策課 二 に、

産業立地推進課 員動車産業振興室産業デジタル推進課 自動車産業振興室」に、産業立地推進課 を

全国育樹祭推進室」 林業振興課 本業振興課

に改める。

様式第九号を次のように改める。

全林整 育振整 第第第 号号号

号号

林振復第

同

林業振興課 を

樣式第9号(第6条関係)(用紙日本産業規格A列4番)

令 達 簿(乙)

| 収 | 受 | 日 | 標準処理期間 又は処理期限 | 番 | 号 | 受 | 令 | 者 | 名 | 件 | 名 | 施 | 行 | 月 | 日 | 摘 | 要 |
|---|---|---|------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 第 | 号 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 第 | 号 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 第 | 号 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 第 | 号 | | | | | | | | | | | | |

- (注) 1 担当者へ配布又は担当者が受領した後、収受日から件名までを登録し、施行時に施行月日を記入すること。
 - 2 収受した年度と施行する年度が異なるときは、施行する年度の令達簿(乙)に再度登録し、施行する年度の番号を使用すること。

様式第二十五号を次のように改める。

様式第十七号中「非 圏 沢」を「沢 圏 沢」に、「非関沢塩田」を「沢関沢塩田」に改める。 嫌式第14号 削除

様式第十四号を次のように改める。

| (13 | 3) 令和5年 | 3月31日 金 | 曜日 | 宮 | 城 | 県 | 公 | 報 | | | 号外第12号 | |
|-----|-----------|---------|--------|--------|-----|-----|------|---|--------|--------|--------|---|
| 様 | 式第25号(第43 | 条関係)(用紙 | 日本産業規格 | 各A列4番) | | | | | | | | |
| | 引継年度 | | | | | | | | | 所属名 | | - |
| | | | | | 引継 | 簿册目 | 绿 | | | | | , |
| | 保存満了期限 | 文書分類記号 | 保存年限 | : | 簿冊名 | | 所属年度 | E | 管理組織総称 | 保存場所総称 | メモ欄 | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |

○宮城県議会訓令甲第六号 ○宮城県企業局管理規程第六号

○宮城県訓令甲第十四号

○宮城県人事委員会訓令第一号

○宮城海区漁業調整委員会訓令第一号 ○宮城県監査委員訓令第二号

職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

宮城県公営企業管理者 宮 城 県 知 事 村

佐

菊 藤 達

條 地 田 恵 計 力

宮城県人事委員会委員長

宮

城

県 議

会

議

宮城海区漁業調整委員会会長 宮城県代表監查委員

關 吉 西

哲

長 井 嘉 也

(施行期日) 附 則

この訓令は、

1

改正前の文書規程の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、 (経過措置) 令和五年四月一日から施行する。

2

改正後の文書規程の規定によるものとみなす。

宮城海区漁業調整委員会・人事委員会・監査委員訓令甲・企業局・議会・人事委員会・監査委員

職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

三年宮城県監査委員訓令第五号、平成二十三年宮城海区漁業調整委員会訓令第二号)の一部を次のよ 六号、平成二十三年宫城県議会訓令甲第六号、平成二十三年宮城県人事委員会訓令第三号、平成二十 職員安全衛生管理規程(平成二十三年宮城県訓令甲第十号、平成二十三年宮城県企業局管理規程第

第十五条第一項中「産業医」の下に「又は法第十三条の二の医師(以下単に「産業医」という。)」

第四条中「について」の下に「、」を加える。 第十一条第一項及び第十三条第一項中「一人」を「一人以上」に改める。

うに改正する。

を加える。

第十九条第一項中「から」の下に「法第十二条の二の」を加える。

同項第一号中「一人」を「一人以上」に改め、同号を同項第三号とし、同項に第一号及び第二号とし 改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「一人」を「一人以上」に改め、同号を同項第四号とし、 中 て次の二号を加える。 第二十九条第一項中「総括安全衛生管理者又は安全衛生管理者、産業医及び」を削り、同項第四号 「四人」を「四人以上」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「一人」を「一人以上」に

総括安全衛生管理者又は安全衛生管理者 一人

産業医 一人

第二十九条第二項を次のように改める。

組合の推薦に基づき指名するものとする。 地方機関又は指定地方機関の長は、前項第一号の委員以外の委員の半数については、宮城県職員

第三十条第二項中「その都度」を削る。

第三十四条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

衛生委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

め、同号を同項第三号とし、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。 「三人」を「一人以上」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号中「一人」を「一人以上」に改 第三十四条第一項第三号中「五人」を「三人以上」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中

総括安全衛生管理者又は安全衛生管理者 一人

二 産業医 一人

第三十四条第二項を次のように改める。

総務部職員厚生課長又は地方機関の長は、前項第一号の委員以外の委員の半数については、宮城

県職員組合の推薦に基づき指名するものとする

第四十二条中「等」を「等の」に改める。

第五十五条を削り、第五十六条を第五十五条とする。

別表中「治療」を「医療」に改める。

この訓令は、 令和五年四月一日から施行する。

告

○宮城県告示第二百五十号

示

職員表彰規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井

嘉

浩

職員表彰規程の一部を改正する告示

職員表彰規程(昭和四十六年宮城県告示第三百二十五号)の一部を次のように改正する。

様式第三号を次のように改める。

様式第3号(第11条関係)

員 表 彰 概 要

| 表 | 彰の種類 | | | | | | | | | |
|------|------|-----|--------------------------------|-------|-----|----|------|----|------|----------------------------|
| 功 | | | | | | | 被表彰者 | | | |
| 功績番号 | 表彰権者 | 功績名 | 功績の概要 (事績の経緯・評価等を簡潔に記載すること) | 表彰予定日 | 所属名 | 職名 | 氏名 | 性別 | 職員番号 | 地方公務員法 第29条による 処分の有無 |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

(注) 記入欄が不足する場合は、適宜行を追加すること。

に関する情報が記録された行政文書の写しの交付」を加える

改め、同条②へ中「個人情報保護条例第二十六条第二項若しくは第五十四条第三項」を「個人情報の

書」に改め、同条②ニ中「及び個人情報取扱事務登録簿の管理並びにこれらの」を「の管理及び」に 人情報」を「保有個人情報」に改め、同条②ハ中「個人情報開示請求書」を「保有個人情報開示請求 る法律施行条例(令和四年宮城県条例第七十二号)第四条第二項若しくは第十四条第五項」に改め、 年宮城県条例第二十七号)第二十六条第二項若しくは第五十四条第三項」を「個人情報の保護に関す 人情報取扱事務登録簿」を「個人情報ファイル簿」に改め、同条⑴ト中「個人情報保護条例(平成八 有個人情報開示請求書」に改め、同条⑴ニ中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条⑴ホ中「個

「供与」の下に「、死者に関する情報が記録された行政文書の写しの交付」を加え、同条②ロ中「個

保護に関する法律施行条例第四条第二項若しくは第十四条第五項」に改め、「供与」の下に「、死者

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

○宮城県告示第二百五十二号 平成十五年宮城県告示第三百十一号(行政文書の写し等に対して負担しなければならない費用)

部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月三十一日

村 井 嘉

り供与を受ける物品、 一項」を「個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第八十七条第一項の規定によ 「個人情報保護条例 個人情報の保護に関する法律施行条例 (平成八年宮城県条例第二十七号)第二十四条第一項及び第五十四条第 (令和四年宮城県条例第七十二号) 第十

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

○宮城県告示第二百五十一号

県政情報センター及び県政情報コーナー設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。 令和五年三月三十一日

県政情報センター及び県政情報コーナー設置要綱の一部を改正する告示

のように改正する。 県政情報センター及び県政情報コーナー設置要綱(平成十五年宮城県告示第三百十号)の一部を次

第二条第一項中「個人情報」を「保有個人情報」に改める

第四条①ロ中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条①ハ中「個人情報開示請求書」を「保

宮城県知事 村 井 嘉

浩

四条第二項」に改める。

できる個人情報)を廃止する告示を次のように定める。 ○宮城県告示第二百五十三号 平成十八年宮城県告示第千九十九号(個人情報保護条例に基づく口頭により開示請求を行うことが

令和五年三月三十一日

平成十八年宮城県告示第千九十九号(個人情報保護条例に基づく口頭により開示請求を行うこ

宮城県知事

村

井

浩

とができる個人情報)を廃止する告示

できる個人情報)は、廃止する。 平成十八年宮城県告示第千九十九号(個人情報保護条例に基づく口頭により開示請求を行うことが

○宮城県告示第二百五十四号 平成二十一年宮城県告示第九百三十一号(個人情報保護条例に基づき実施機関が定める法人)を廃

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

止する告示を次のように定める。 令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 浩

平成二十一年宮城県告示第九百三十一号(個人情報保護条例に基づき実施機関が定める法人) を廃止する告示

廃止する。 平成二十一年宮城県告示第九百三十一号(個人情報保護条例に基づき実施機関が定める法人)は、

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。